

○大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例

昭和57年3月13日

条例第13号

大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例(昭和41年条例第24号)の全部を次のとおり改正する。

(目的)

第1条 この条例は、大津町中小企業の近代化を促進するため、中小企業者が店舗の新築、改装、工場の機械及び駐車場設備に必要な資金の融資を受けた場合、その利子補給を行うことをもつて目的とする。

(定義)

第2条 前条に定める店舗の新築、改装、工場の機械及び駐車場設備は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 店舗の新築、改装とは純然たる営業所(住居その他の用に使用する個所を除く。)
- (2) 工場の機械設備とは工場の操業を目的とするもの(間接的な機械設備を除く。)
- (3) 駐車場とは自動車の駐車のための施設で百平方メートル以上のもので規則で定めるもの(自家用駐車場施設を除く。)
- (4) 都市計画等公共事業の施行に伴い改築又は移転する企業の営業所(補償の対象となつた部分については、その額を控除し、かつ、住居その他の用に使用する個所を除く。)
- (5) その他審査機関において必要と認めるもの

(融資機関)

第3条 この条例で定める融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 政府系融資機関
- (2) 肥後銀行
- (3) 熊本銀行
- (4) 熊本第一信用金庫
- (5) 熊本県信用組合
- (6) 菊池地域農業協同組合

(利子補給の対象者)

第4条 この条例により利子補給を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内に住所及び事業所を有する個人又は法人
- (2) 常時使用する従業員が20人以下の企業者
- (3) 過去1年以内において、町税が課せられている者については、当該税額を完納しているもの

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日の属する月から3年間とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、借受人が第3条に定める融資機関に1月1日から12月31日までの間に支払った借入金の利子(延滞利子を除く。)の6割以内とする。ただし、第2条第4号に該当するものについては10割以内とし、毎年度予算の範囲内において行うものとする。

2 前項の規定により利子の補給を受ける融資金の限度額は1,000万円とする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとするものは、規則の定めるところにより必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(審査機関)

第8条 この条例の適用につき疑義を生じた場合は、規則の定めるところによる審査機関を設け、その審査を経て決定する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にすでに行つている者にかかる利子補給については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年3月30日条例第15号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にすでに行つている者にかかる利子補給については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月27日条例第11号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にすでに行つている者にかかる利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月28日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年2月1日から適用する。

2 この条例の施行前にすでに行つている者にかかる利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月27日条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第18号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第12号)

この条例は、平成10年4月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成25年12月13日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

